

茨城県報 第526号

平成6年2月24日

木曜日

目次

告示

	ページ
●都市計画法, 建築基準法, 計量法, 計量単位令, 医療法の改正に伴う騒音, 振動関係告示の一部改正(55件)(公害対策課)	1
●受胎調節実施指導員の指定(保健予防課)	19
●第二種大規模小売店舗に関する公示(商業振興課)	20
●大規模小売店舗の廃止に関する公示(")	20
●道路の区域の変更 (道路維持課)	20
●道路の供用の開始(3件)(")	21
●土地改良区役員の就退任(3件)(土地改良事務所)	22
●土地改良事業の認可 (")	23
(選挙管理委員会)	
●委員の解職の請求における連署を要すべき選挙権を有する者の決定数	23

公告

●茨城県公募公債の償還(財政課)	23
●開発行為の工事完了(建築指導課)	24
●道路の位置の指定 (")	24
●建築許可に関する聴聞(")	25
●建物協定の認可(2件)(")	25
●建物協定廃止の認可 (")	26
●一時保護児童の所持物の保管(中央児童相談所)	26

告示

茨城県告示第196号

昭和59年12月28日茨城県告示第1608号で告示した「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域及び時間の区分」の一部を次のように改正し, 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)による改正後の都市計画法第8条の規定により, 用途地域が指定された区域について適用し, その他の区域については, なお従前の例による。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

別表 1 中「第 1 種住居専用地域、第 2 種住居専用地域及び住居地域」を「第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域」に改める。

茨城県告示第 197 号

昭和 62 年 3 月 31 日茨城県告示第 638 号で告示した「公害対策基本法に基づく騒音に係る環境基準の類型あてはめ」の一部を次のように改正し、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）による改正後の都市計画法第 8 条の規定により、用途地域が指定された区域について適用し、その他の区域については、なお従前の例による。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

別表 1 中「第 1 種住居専用地域、第 2 種住居専用地域及び住居地域」を「第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域」に改める。

茨城県告示第 198 号

昭和 63 年 3 月 17 日茨城県告示第 398 号で告示した「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域及び時間の区分」の一部を次のように改正し、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）による改正後の都市計画法第 8 条の規定により、用途地域が指定された区域について適用し、その他の区域については、なお従前の例による。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

別表 1 中「第 1 種住居専用地域、第 2 種住居専用地域及び住居地域」を「第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域」に改める。

茨城県告示第 199 号

平成元年 3 月 6 日茨城県告示第 258 号で告示した「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域及び時間の区分」の一部を次のように改正し、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）による改正後の都市計画法第 8 条の規定により、用途地域が指定された区域について適用し、その他の区域については、なお従前の例による。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

別表 1 中「第 1 種住居専用地域、第 2 種住居専用地域及び住居地域」を「第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域」に改める。

茨城県告示第 200 号

平成 2 年 3 月 12 日茨城県告示第 289 号で告示した「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域及び時間の区分」の一部を次のように改正し、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）による改正後の都市計画法第 8 条の規定により、用途地域が指定された区域について適用し、その他の区域については、なお従前の例による。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

別表 1 中「第 1 種住居専用地域、第 2 種住居専用地域及び住居地域」を「第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域」に改める。

茨城県告示第 201 号

平成 4 年 3 月 12 日茨城県告示第 331 号で告示した「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域及び時間の区分」の一部を次のように改正し、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）による改正後の都市計画法第 8 条の規定により、用途地域が指定された区域について適用し、その他の区域については、なお従前の例による。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

別表 1 中「第 1 種住居専用地域、第 2 種住居専用地域及び住居地域」を「第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域」に改める。

茨城県告示第 202 号

昭和 50 年 10 月 1 日茨城県告示第 1035 号で告示した「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定等」の一部を次のように改正し、備考 1 の改正は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）による改正後の都市計画法第 8 条の規定により、用途地域が指定された区域について適用し、その他の区域については、なお従前の例による。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 「ホン」を「デシベル」に改める。

- 2 備考 1 中「第 1 種住居専用地域」を「第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域」に、「第 2 種住居専用地域及び住居地域」を「第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域」に改める。
- 3 備考 3 中「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所」を「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所」に改める。

茨城県告示第 203 号

昭和 55 年 6 月 16 日茨城県告示第 992 号で告示した「騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」の一部を次のように改正し、備考 1 の改正は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）による改正後の都市計画法第 8 条の規定により用途地域が指定された区域について適用し、その他の区域については、なお従前の例による。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 「ホン」を「デシベル」に改める。
- 2 備考 1 中「第 1 種住居専用地域」を「第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域」に、「第 2 種住居専用地域及び住居地域」を「第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域」に改める。
- 3 備考 2 中「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所」を「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所」に改める。

茨城県告示第 204 号

昭和 55 年 12 月 1 日茨城県告示第 1629 号で告示した「騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」の一部を次のように改正し、備考 1 の改正は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）による改正後の都市計画法第 8 条の規定により用途地域が指定された区域について適用し、その他の区域については、なお従前の例による。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 「ホン」を「デシベル」に改める。
- 2 備考 1 中「第 1 種住居専用地域」を「第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域」に、「第 2 種住居専用地域及び住居地域」を「第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域」に改める。
- 3 備考 2 中「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所」を「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条

第 3 項に規定する診療所」に改める。

茨城県告示第205号

昭和56年 8 月 20 日茨城県告示第1232号で告示した「騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」の一部を次のように改正し、備考 1 の改正は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第82号）による改正後の都市計画法第 8 条の規定により用途地域が指定された区域について適用し、その他の区域については、なお従前の例による。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 「ホン」を「デシベル」に改める。
- 2 備考 1 中「第 1 種住居専用地域」を「第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域」に、「第 2 種住居専用地域及び住居地域」を「第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域」に改める。
- 3 備考 2 中「医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所」を「医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所」に改める。

茨城県告示第206号

昭和59年 3 月 31 日茨城県告示第485号で告示した「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定等」の一部を次のように改正し、備考 1 の改正は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第82号）による改正後の都市計画法第 8 条の規定により用途地域が指定された区域について適用し、その他の区域については、なお従前の例による。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 「ホン」を「デシベル」に改める。
- 2 備考 1 中「第 1 種住居専用地域」を「第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域」に、「第 2 種住居専用地域及び住居地域」を「第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域」に改める。
- 3 備考 2 中「医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所」を「医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所」に改める。

茨城県告示第207号

昭和59年 3 月 31 日茨城県告示第488号で告示した「特定工場等において発生する騒音及び特定建

設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定等」の一部を次のように改正し、備考 1 の改正は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）による改正後の都市計画法第 8 条の規定により用途地域が指定された区域について適用し、その他の区域については、なお従前の例による。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 「ホン」を「デシベル」に改める。
- 2 備考 1 中「第 1 種住居専用地域」を「第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域」に、「第 2 種住居専用地域及び住居地域」を「第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域」に改める。
- 3 備考 2 中「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所」を「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所」に改める。



茨城県告示第 208 号

昭和 62 年 3 月 31 日茨城県告示第 639 号で告示した「騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定等」の一部を次のように改正し、備考 1 の改正は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）による改正後の都市計画法第 8 条の規定により用途地域が指定された区域について適用し、その他の区域については、なお従前の例による。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 「ホン」を「デシベル」に改める。
- 2 備考 1 中「第 1 種住居専用地域」を「第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域」に、「第 2 種住居専用地域及び住居地域」を「第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域」に改める。
- 3 備考 2 中「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所」を「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所」に改める。



茨城県告示第 209 号

昭和 63 年 3 月 17 日茨城県告示第 395 号で告示した「騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準」の一部を次のように改正し、備考 1 の改正は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）による改正後の都市計画法第 8 条の規定により用途地域が指定された区域について適用し、その他の区域については、なお従前の例による。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 「ホン」を「デシベル」に改める。
- 2 備考 1 中「第 1 種住居専用地域」を「第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域」に、「第 2 種住居専用地域及び住居地域」を「第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域」に改める。
- 3 備考 2 中「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 2 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所」を「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所」に改める。

茨城県告示第 210 号

平成元年 3 月 6 日茨城県告示第 259 号で告示した「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」の一部を次のように改正し、備考 1 の改正は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）による改正後の都市計画法第 8 条の規定により用途地域が指定された区域について適用し、その他の区域については、なお従前の例による。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 「ホン」を「デシベル」に改める。
- 2 備考 1 中「第 1 種住居専用地域」を「第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域」に、「第 2 種住居専用地域及び住居地域」を「第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域」に改める。
- 3 備考 2 中「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 2 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所」を「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所」に改める。

茨城県告示第 211 号

平成 2 年 3 月 12 日茨城県告示第 290 号で告示した「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」の一部を次のように改正し、備考 1 の改正は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）による改正後の都市計画法第 8 条の規定により用途地域が指定された区域について適用し、その他の区域については、なお従前の例による。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 「ホン」を「デシベル」に改める。
- 2 備考 1 中「第 1 種住居専用地域」を「第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域」に、「第 2 種住居専用地域及び住居地域」を「第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域」に改める。

- 3 備考 2 中「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 2 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所」を「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所」に改める。

茨城県告示第 212 号

平成 4 年 3 月 12 日茨城県告示第 332 号で告示した「騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定等」の一部を次のように改正し、備考 1 の改正は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）による改正後の都市計画法第 8 条の規定により用途地域が指定された区域について適用し、その他の区域については、なお従前の例による。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 「ホン」を「デシベル」に改める。
- 2 備考 1 中「第 1 種住居専用地域」を「第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域」に、「第 2 種住居専用地域及び住居地域」を「第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域」に改める。
- 3 備考 2 中「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 2 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所」を「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所」に改める。

茨城県告示第 213 号

昭和 50 年 10 月 1 日茨城県告示第 1036 号で告示した「特に静穏の保持を必要とする区域等として知事が指定する区域の指定」中「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所」を「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所」に改める。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第 214 号

昭和 55 年 6 月 16 日茨城県告示第 993 号で告示した「特に静穏の保持を必要とする区域等として知事が指定する区域の指定」中「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所」を「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所」に改める。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第215号

昭和55年12月1日茨城県告示第1630号で告示した「特に静穏の保持を必要とする区域等として知事が指定する区域の指定」中「医療法（昭和23年法律第205号）第1条第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所」を「医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所」に改める。

平成6年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第216号

昭和56年8月20日茨城県告示第1233号で告示した「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定」中「医療法（昭和23年法律第205号）第1条第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所」を「医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所」に改める。

平成6年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第217号

昭和59年3月31日茨城県告示第486号で告示した「特に静穏の保持を必要とする区域として知事が指定する区域の指定」中「医療法（昭和23年法律第205号）第1条第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所」を「医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所」に改める。

平成6年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第218号

昭和59年3月31日茨城県告示第489号で告示した「特に静穏の保持を必要とする区域として知事が指定する区域の指定」中「医療法（昭和23年法律第205号）第1条第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所」を「医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所」に改める。

平成6年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第219号

昭和62年3月31日茨城県告示第640号で告示した「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定」中「医療法（昭和23年法律第205号）第1条第1項に規定する病

院及び同条第 2 項に規定する診療所」を「医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所」に改める。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

~~~~~

**茨城県告示第220号**

昭和63年 3 月 17 日茨城県告示第396号で告示した「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定」中「医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 2 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所」を「医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所」に改める。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

~~~~~

茨城県告示第221号

平成元年 3 月 6 日茨城県告示第260号で告示した「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の区分」中「医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 2 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所」を「医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所」に改める。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

~~~~~

**茨城県告示第222号**

平成 2 年 3 月 12 日茨城県告示第291号で告示した「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の区分」中「医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 2 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所」を「医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所」に改める。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

~~~~~

茨城県告示第223号

平成 4 年 3 月 12 日茨城県告示第333号で告示した「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定」中「医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 2 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所」を「医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所」に改める。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第224号

昭和53年3月23日茨城県告示第373号で告示した「振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定等」の一部を次のように改正し、備考1の改正は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）による改正後の都市計画法第8条の規定により、用途地域が指定された区域について適用し、その他の区域については、なお従前の例による。

平成6年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 備考1中「第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域」を「第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域」に改める。
- 2 備考2中「医療法（昭和23年法律第205号）第1条第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所」を「医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所」に改める。

茨城県告示第225号

昭和54年8月13日茨城県告示第1218号で告示した「振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」の一部を次のように改正し、備考1の改正は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）による改正後の都市計画法第8条の規定により、用途地域が指定された区域について適用し、その他の区域については、なお従前の例による。

平成6年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 備考1中「第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域」を「第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域」に改める。
- 2 備考2中「医療法（昭和23年法律第205号）第1条第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所」を「医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所」に改める。

茨城県告示第226号

昭和55年6月16日茨城県告示第995号で告示した「振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」の一部を次のように改正し、備考1の改正は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）による改正後の都市計画法第8条の規定により、用途地域が指定さ

れた区域について適用し、その他の区域については、なお従前の例による。

平成6年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 備考1中「第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域」を「第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域」に改める。
- 2 備考2中「医療法(昭和23年法律第205号)第1条第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所」を「医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所」に改める。



茨城県告示第227号

昭和58年1月13日茨城県告示第50号で告示した「振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定等」の一部を次のように改正し、備考1の改正は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)による改正後の都市計画法第8条の規定により、用途地域が指定された区域について適用し、その他の区域については、なお従前の例による。

平成6年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 備考1中「第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域」を「第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域」に改める。
- 2 備考2中「医療法(昭和23年法律第205号)第1条第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所」を「医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所」に改める。



茨城県告示第228号

昭和59年3月31日茨城県告示第491号で告示した「振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定等」の一部を次のように改正し、備考1の改正は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)による改正後の都市計画法第8条の規定により、用途地域が指定された区域について適用し、その他の区域については、なお従前の例による。

平成6年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 備考1中「第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域」を「第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1

種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域」に改める。

- 備考 2 中「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所」を「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所」に改める。

~~~~~

#### 茨城県告示第 229 号

昭和 59 年 3 月 31 日茨城県告示第 494 号で告示した「振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定等」の一部を次のように改正し、備考 1 の改正は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）による改正後の都市計画法第 8 条の規定により、用途地域が指定された区域について適用し、その他の区域については、なお従前の例による。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 備考 1 中「第 1 種住居専用地域、第 2 種住居専用地域及び住居地域」を「第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域」に改める。
- 備考 2 中「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所」を「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所」に改める。

~~~~~

茨城県告示第 230 号

昭和 59 年 3 月 31 日茨城県告示第 497 号で告示した「振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定等」の一部を次のように改正し、備考 1 の改正は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）による改正後の都市計画法第 8 条の規定により、用途地域が指定された区域について適用し、その他の区域については、なお従前の例による。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 備考 1 中「第 1 種住居専用地域、第 2 種住居専用地域及び住居地域」を「第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域」に改める。
 - 備考 2 中「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所」を「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所」に改める。
- ~~~~~

茨城県告示第231号

昭和62年3月31日茨城県告示第642号で告示した「振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定等」の一部を次のように改正し、備考1の改正は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）による改正後の都市計画法第8条の規定により、用途地域が指定された区域について適用し、その他の区域については、なお従前の例による。

平成6年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 備考1中「第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域」を「第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域」に改める。
- 備考2中「医療法（昭和23年法律第205号）第1条第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所」を「医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所」に改める。

茨城県告示第232号

昭和63年3月17日茨城県告示第392号で告示した「振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」の一部を次のように改正し、備考1の改正は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）による改正後の都市計画法第8条の規定により、用途地域が指定された区域について適用し、その他の区域については、なお従前の例による。

平成6年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 備考1中「第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域」を「第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域」に改める。
- 備考2中「医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所」を「医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所」に改める。

茨城県告示第233号

平成元年3月6日茨城県告示第262号で告示した「振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」の一部を次のように改正し、備考1の改正は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）による改正後の都市計画法第8条の規定により、用途地域が指定された区域について適用し、その他の区域については、なお従前の例による。

平成6年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 備考 1 中「第 1 種住居専用地域、第 2 種住居専用地域及び住居地域」を「第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域」に改める。
- 2 備考 2 中「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 2 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所」を「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所」に改める。

茨城県告示第 234 号

平成 2 年 3 月 12 日茨城県告示第 293 号で告示した「振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」の一部を次のように改正し、備考 1 の改正は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）による改正後の都市計画法第 8 条の規定により、用途地域が指定された区域について適用し、その他の区域については、なお従前の例による。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 備考 1 中「第 1 種住居専用地域、第 2 種住居専用地域及び住居地域」を「第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域」に改める。
- 2 備考 2 中「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 2 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所」を「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所」に改める。

茨城県告示第 235 号

平成 3 年 3 月 28 日茨城県告示第 400 号で告示した「振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定」の一部を次のように改正し、備考 1 の改正は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）による改正後の都市計画法第 8 条の規定により、用途地域が指定された区域について適用し、その他の区域については、なお従前の例による。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 備考 1 中「第 1 種住居専用地域、第 2 種住居専用地域及び住居地域」を「第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域」に改める。
- 2 備考 2 中「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 2 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所」を「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び

同条第 3 項に規定する診療所」に改める。

茨城県告示第236号

平成 4 年 3 月 12 日茨城県告示第 335 号で告示した「振動規制法に基づく地域の指定等」の一部を次のように改正し、備考 1 の改正は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）による改正後の都市計画法第 8 条の規定により、用途地域が指定された区域について適用し、その他の区域については、なお従前の例による。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 備考 1 中「第 1 種住居専用地域、第 2 種住居専用地域及び住居地域」を「第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域」に改める。
 - 2 備考 2 中「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 2 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所」を「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所」に改める。
-

茨城県告示第237号

昭和 53 年 3 月 23 日茨城県告示第 374 号で告示した「特定建設作業の規制に係る特に静穏の保持を必要とする区域等」中「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所」を「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所」に改める。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第238号

昭和 54 年 8 月 13 日茨城県告示第 1219 号で告示した「振動規制法施行規則に基づく区域の指定」中「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所」を「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所」に改める。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第239号

昭和 55 年 6 月 16 日茨城県告示第 996 号で告示した「特定建設作業の規制に係る特に静穏の保持を必要とする区域等」中「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条第 1 項に規定する病院及び同条第

2 項に規定する診療所」を「医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所」に改める。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

~~~~~

**茨城県告示第240号**

昭和58年 1 月 13 日茨城県告示第51号で告示した「特定建設作業の規制に関する基準に係る特に静穏の保持を必要とする区域等」中「医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所」を「医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所」に改める。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

~~~~~

茨城県告示第241号

昭和59年 3 月 31 日茨城県告示第492号で告示した「特定建設作業の規制に関する基準に係る特に静穏の保持を必要とする区域等」中「医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所」を「医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所」に改める。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

~~~~~

**茨城県告示第242号**

昭和59年 3 月 31 日茨城県告示第495号で告示した「特定建設作業の規制に関する基準に係る特に静穏の保持を必要とする区域等」中「医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所」を「医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所」に改める。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

~~~~~

茨城県告示第243号

昭和59年 3 月 31 日茨城県告示第498号で告示した「特定建設作業の規制に関する基準に係る特に静穏の保持を必要とする区域等」中「医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所」を「医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所」に改める。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第244号

昭和62年3月31日茨城県告示第643号で告示した「振動規制法施行規則に基づく区域の指定」中「医療法（昭和23年法律第205号）第1条第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所」を「医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所」に改める。

平成6年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第245号

昭和63年3月17日茨城県告示第393号で告示した「振動規制法施行規則に基づく区域の指定」中「医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所」を「医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所」に改める。

平成6年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第246号

平成元年3月6日茨城県告示第263号で告示した「振動規制法施行規則に基づく区域の指定」中「医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所」を「医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所」に改める。

平成6年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第247号

平成2年3月12日茨城県告示第294号で告示した「振動規制法施行規則に基づく区域の指定」中「医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所」を「医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所」に改める。

平成6年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第248号

平成3年3月28日茨城県告示第401号で告示した「振動規制法施行規則に基づく区域の指定」中「医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所」を「医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所」に改める。

平成6年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第249号

平成4年3月12日茨城県告示第336号で告示した「振動規制法施行規則に基づく区域の指定」中「医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所」を「医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所」に改める。

平成6年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第250号

昭和53年3月13日茨城県告示第294号で告示した「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定」の一部を次のように改正し、当てはめる地域の改正は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）による改正後の都市計画法第8条の規定により、用途地域が指定された区域について適用し、その他の区域については、なお従前の例による。

平成6年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 「ホン」を「デンベル」に改める。
- 2 「第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域」を「第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域」に改める。

茨城県告示第251号

優生保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を平成6年2月17日に受胎調節実施指導員に指定した。

平成6年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名 宮 本 幸 子
住 所 茨城県龍ヶ崎市5530番地 7

茨城県告示第252号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により、公示する。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者氏名又は名称 鈴木 勝 吉
- 2 建物の名称及び所在地 三喜三和店
猿島郡三和町諸川1085

茨城県告示第253号

大規模小売店舗の廃止に関する公示

次の事項に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の公示は、その効力を失ったので、同法第3条第5項の規定により、公示する。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社 ひたち商事
- 2 建物の名称及び所在地 リブレ京成利根町店
北相馬郡利根町早尾台600番 5

茨城県告示台254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成 6 年 2 月 24 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

1. 道路の種類 県道
2. 路 線 名 高田下館線

3. 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
下館市大字川澄字谷原1125番地先から 下館市大字川澄字宿上465番1地先まで	旧	最大13.0 ^{メートル} 最小 6.0	^{メートル} 1,514	
	新	最大15.0 最小 8.0	1,514	歩道設置

茨城県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成6年2月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成6年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1. 路 線 名 県道 須賀北埠頭線
2. 供用開始の区間 鹿島郡鹿島町大字大船津字鶴町3270番1地先から
鹿島郡鹿島町大字大船津字中ノ町3466番2地先まで
3. 供用開始の期日 平成6年2月24日

茨城県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成6年2月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成6年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 高萩友部 線	高萩市大字安良川字町田606番地先から 高萩市大字安良川字町田602番地先まで	平成6年3月1日
県道 塙大津港 線	北茨城市華川町花園字道の平605番27地先から 北茨城市華川町花園字大良409番地先まで	同 上

茨城県告示257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成6年2月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供

する。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

1. 路 線 名 県道 高田下館線
2. 供用開始の区間 下館市大字川澄字谷原1125番地先から
下館市大字川澄字宿上465番1地先まで
3. 供用開始の期日 平成 6 年 2 月 24 日

茨城県告示第258号

茨城県久慈郡水府村に事務所を置く水府南部土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき届け出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 峯 岸 重 夫

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
水府村大字国安920	理 事	岩 間 芳 彦	

茨城県告示第259号

土浦市上高津館下464に事務所を置く土浦市外十五ヶ町村土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県土浦土地改良事務所長 有 吉 潔

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
稲敷郡阿見町大字小池411	理 事	松 島 保	

茨城県告示第260号

岩井市大字辺田1141番地の3に事務所を置く弓馬田土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県境土地改良事務所長 佐 竹 常 男

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
岩井市大字弓田3131番地	理 事	高 島 昭 男	

茨城県告示261号

平成5年10月26日付けで大宮町長から認可申請のあった三美地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により平成6年1月24日認可した。

平成6年2月24日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 峯 岸 重 夫

(選 挙 管 理 委 員 会)

茨城県選挙管理委員会告示第11号

漁業法(昭和24年法律第267号)第99条第1項の規定に基づく委員の解職の請求における連署を要すべき選挙権を有する者の法定数は次のとおりである。

平成6年2月24日

茨城県選挙管理委員会委員長 内 藤 健 二

茨城海区漁業調整委員会 1,438人

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会 1,819人

公 告

◎茨城県公募公債の償還

抽選の結果、茨城県公募公債を次のとおり償還する。

平成6年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 支払場所

現物債は券面記載の支払場所

登録債は指定の支払場所

2 償還番号等

銘 柄	償還期日	償還金額	償 還 番 号		
			1 万円券	10万円券	100万円券
平成元年度 第 1 回	平成 6 年 3 月 23 日	万円 12,000	—	121~130	121~160 3361~3400 3869~3907

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

1. 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡総和町大字駒羽根字大境94番2, 95番2, 同番3, 同番4, 99番, 100番2, 117番5

2. 事業主の住所及び氏名

東京都品川区東五反田4丁目5番9号

セメダイン株式会社

代表取締役社長 村 木 弘 治

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成 6 年 2 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

指 定 番 号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道 路 幅 員 及 び 延 長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
竜上木指令 第 103 号	平成 6 年 2 月 14 日	田中登代子	新治郡 千代田町稲吉 2 丁目 16 - 9	稲敷郡江戸崎町 大字江戸崎 字荒坊 1360 - 6, 1360 - 10, 1360 - 13	メートル 6.00	メートル 34.98

●建築許可に関する聴聞

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

平成6年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

記

- 1 聴 聞 期 日 平成6年3月3日（木）午後1時
- 2 聴 聞 場 所 結城郡八千代町菅谷1182
- 3 聴 聞 事 項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。
工場（食品製造）及び店舗併用住宅の改築
- 4 申 請 者 住 所 結城郡八千代町菅谷1182
- 5 氏 名 小 菅 政 雄
- 6 建築物構造規模 鉄骨造2階建改築
申請延べ面積 556.25平方メートル
既 存 75.35平方メートル
- 7 敷 地 面 積 1,452.44平方メートル
- 8 原 動 機 増設 39.75キロワット 既設 10.3キロワット
- 9 建築物の位置 結城郡八千代町菅谷1182

●建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項による建築協定の認可をしたので、同法第73条第2項により次のとおり公告する。

平成6年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 代 表 申 請 人 茨城県日立市幸町1丁目20番2号
株式会社 日立ライフ
代表取締役 役 重 道 明
- 2 建築協定の名称 パセオパルケ八郷建築協定
- 3 建築協定区域の位置及び面積 茨城県新治郡八郷町大字山崎字八郎3727番1ほか
79,871.28 平方メートル
- 4 建築協定の内容 八郷町役場において縦覧に供する。
- 5 認 可 年 月 日 平成6年2月15日

●建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条の3第3項において準用する同法第73条第1項により建築協定の認可をしたので、同法第76条の3第3項において準用する同法第73条第2項により次

のとおり公告する。

平成6年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請人 茨城県つくば市竹園一丁目1387番地
住宅・都市整備公団つくば開発局
開発局長 御 船 哲
- 2 建築協定の名称 つくば吾妻建築協定
- 3 建築協定区域の
位置及び面積 茨城県つくば市吾妻四丁目13-1他
12,654平方メートル
- 4 建築協定の内容 つくば市役所において縦覧に供する。
- 5 認可年月日 平成6年2月15日

◎建築協定廃止の認可

建築基準法(昭和25年法律第201号)第76条の3第5項において準用する同法第76条第1項による建築協定廃止の認可をしたので、同法第76条第2項により次のとおり公告する。

平成6年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 代表申請人 茨城県日立市幸町1丁目20番2号
株式会社 日立ライフ
代表取締役 役重 道明
- 2 建築協定の名称 パセオパルケ八郷建築協定
- 3 建築協定区域の
位置及び面積 茨城県新治郡八郷町大字山崎字八郎3727番1ほか
79,871.28 平方メートル(確定面積)
- 4 認可年月日 平成3年12月11日(建指指令第3364号)
- 5 公告年月日 平成3年12月19日
(県報登載)
- 6 認可年月日 平成6年2月15日

◎一時保護児童の所持物の保管

児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第33条の2の規定により一時保護を加えた児童の所持物件中、下記の物件を保管したから、返還請求権を有する者は申し出て下さい。

平成6年2月24日

茨城県中央児童相談所長 岸 恒 俊

- 1 申し出の期間
平成6年2月24日から

平成 6 年 8 月 23 日まで

2 申し出の場所

茨城県中央児童相談所

電話 0292-21-4992

3 保管物

物件名	数 量	経 過
現 金	1,300円	児童は平成 5 年 7 月 21 日、銚子市内で窃盗行為を行ったが、この時、被害者不詳の現金 1,300 円を所持していた。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)